農 第122603号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年12月27日 玖珠町長 宿利政和

市町村名	大分県玖珠町						
(市町村コード)	(44626)						
地域名	古後地域						
(地域内農業集落名)	(野平・大池・午王・平原・灰原・中野・小場・小迫・梶原・専道・原・杉山・神原・道の迫・倉ケ峠・長田・下河内・柚の木・立名						
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年8月8日					
加哉の和未を取り	まとめバミギガロ	(第2回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題※

【地域の現状】

古後地域は、山国川の上流に位置し、豊かな自然や清流の恵みを受け、水稲を中心に椎茸、キュウリ、ピーマン等も盛んに栽培されている。農用地は、圃場整備を行っている農地が多く、農地集積・集約の推進が見込まれる地域である。また、農事組合法人「こご」や、源水米の郷生産組合など、集落営農組織が充実しており、地域農業を担っている。しかし、本地域でも、少子・高齢化による影響は例外ではなく、各経営体の担い手対策などが求められている。

【地域の基礎データ】(国勢調査)

(人•数)

項目	2010年	2020年	増減		
人口	520	375	△ 145		
世帯数	168	141	△ 27		
就業人口(農業)	107	79	△ 28		

主要となる農産物等	水稲、きゅうり、ピーマン、椎茸、畜産、牧草等、WCS等
-----------	-----------------------------

【地域での課題】

- ・農道が狭い(農業機械が入らない)
- ・上流部に水が無く、取れない農地がある。排水対策が悪い。
- ・遊休農地が増えている。
- •農機具、農薬、肥料、燃料が高い
- ・米、野菜が安い。米に代わる基幹作物が無い。
- ・オペレーターが足りない。若者が少なく、後継者がいない。
- ・ 鹿、猪、猿が多く、鳥獣被害が多い。
- 草刈や消毒の農作業が大変
- 自然災害が多い。

◆農業経営

(収入~品目関連)

- ・米価が安いため、収入向上・生産意欲に繋がっていない。また今後の水稲経営が不安定な状況である。
- ・イノシシ、鹿、猿等の被害により収量減少が発生し、またその対策に労力を要している。
- ・物価高騰であるものの農産物価格が安いため、農業経営が厳しい状況である。
- ・肥料や飼料など農業資材関係や農機具などがコスト増になり、農家所得を圧迫している。
- ・農作業はどの行程も労力が必要なため、省力化や作業効率を行う必要がある。

◆担い手、後継者

- ・高齢化により若手生産者・後継者が少ないため、農家経営を望む者が少なくなっている。
- ・農産物の価格が安いため、若者の農業離れとなっており、担い手の育成の障壁になっている。

◆農地活用

(圃場・水利管理)

- ・上流部で水が少ない農地があるため、農産物生産の障壁となっている。
- ・集落営農法人会員も高齢化が進んでおり、オペレーターが足りていない。また、後継者も増えていない。
- ・物価高騰であるものの農産物価格が安いため、農業経営が厳しい状況である。
- ・肥料や飼料など農業資材関係や農機具などがコスト増になり、農家所得を圧迫している。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

古後地域は、神原地域の圃場整備が完了したことで、整備はおおむね完了し、法人等による農地の集積が進 められている。しかし、農家の高齢化、後継者不足が課題である。そういう状況の中、地域農業を担う、集落営農 |組織等が組織されている。オペレーター不足等の課題はあるが、地域外からオペレーターを担い手として受け入 れ、今後も、集落営農組織を中心に、将来を見据え、地域内の安定した農業・地域づくりが必要である。

農産物では、古後地域で米をブランド化し、風光明媚な地理条件を活かし、地元の農産物等を利用した直売所 と観光が一体となった取組を推進していく。

- オペレーター不足に向けて、組織化する。農業法人の設立を検討する。
- 集落営農法人のオペレータを増員し、強固な組織にする。
- ・外国人や町外者のオペレーター導入を模索する。 ・地域農産物をブランド化し、販路を模索する。
- ・地域の若者に狩猟免許の取得を促し、地域の有害鳥獣対策を検討する。

【農業経営】

- ・地域の特産となる農産物のブランド対策を検討し、農産物の高付加価値による独自の販路を模索し、農家所 得向上を行う。
- ・コスト低減の取り組みを行うために、集落営農組織を中心に、堆肥や有機肥料、自家飼料の活用などを関係機 関と連携して進める。
- ・イノシシ、鹿、猿にによる鳥獣被害が多発しているため、引き続き対策を講じるとともに、関係機関と連携して 有効な対策が講じられるように取り組みを進める。また、若手に狩猟をしてもらうよう話合いを行っていく。
- ・今後の農業経営を行う上で、町や大分県、JAなどの関係機関と生産者との情報共有及び連携が重要なため、 連携強化の取り組みを行う。

【農地】

・今後の高齢化に伴い、農地貸出動向を調査し、意欲ある生産者へ貸付が行えるように農地マッチングの取組 みを進める。

【担い手・後継者】

- ・担い手不足を解消するため、地域内での農業法人や意欲ある生産者の体質強化を推進させる。
- ・新規就農者など地域外人材が安定的に農業経営と暮らしが行えるように、受け入れ態勢と人材確保の取り 組みを地域・行政がともに環境整備の取り組みを行う。
- ・複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。併せて 今後の農業担い手となる兼業農家への対策を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	137.7 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137.7 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	− ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林 |地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。また遊休農地については、利活用の推進を図りつつ、耕作 条件が困難な場合は、保全・管理の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)) 準田宝	の集積	隹約化	の方針※

地域の中心となる経営体の育成を図るとともに、新たな担い手を中心に集積・集約化を進める。また本地域での 適した農地確保を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

・農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に進めていく。今後農地所有者の貸出意向が増加する見込みであるため、貸付意向を的確に把握し、農地借受け希望者へのマッチングを適切に進める。将来的には当該地域での担い手が効率的な営農に繋がる経営農地の集約化を目指す。

(3)基盤整備事業への取組方針※

- ・古後地区は、基盤整備事業が行われている圃場が多いが、未整備圃場も存在する。特に未整備圃場では、圃場面積が狭小であることなど作業効率が低いため、受け手が少ない状況でもある。そのため野菜などの園芸品目の導入などの品目転換や単収及び品質の向上に向けた排水対策、その他にも大区画化(けい畔除去)等の整備について地域の特性と実情に応じた対策を検討していく。
- ・農業用施設としては、水路の老朽化や維持管理を行う労働力の低下が課題となっている。そのため各地域の 農村を守るため必要な水路等の改修及び実情に即した対策等を行い、施設の長寿命化を図り、農業用水の安 定的な供給を確保する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

- ・新規就農者や集落営農組織、年齢による属性など多くの担い手パターンがある中で、当該地域で最適な仕組 みづくりを実施する。
- ・本町の状況として専業農家より兼業農家が多い状況であるため、複合的な職業としてライフスタイルの確立が 行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。
- ・認定農業者などの地域内の後継者育成や、移住定住・関係人口の創出など外部からの人材確保を図る。また域外定住では、空き校舎活用など地域住民と連携した取り組みを検討し、集落で住みやすい環境づくりを共に行う。
- ・集落営農組織が中心となった玖珠町地域農業サポートセンターにより地域農業の維持と保全、担い手対策を推進させる。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

- ・地域内外で作業受託を事業体へ農作業の一部を委託することにより、農作業の効率化を図り、農業経営の維 持及び遊休農地の発生防止を図る。
- ・集落営農組織が中心となった玖珠町地域農業サポートセンターにより地域農業の維持と担い手対策を推進させる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

>	①鳥獣被害防止対策※	>	②有機・減農薬・減肥料	>	③スマート農業	④ 輸出	⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等	>	⑦保全•管理等		8農業用施設	9その他	
1		-					

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣駆除対策及び防護柵設置を引き続き行うとともに、防護柵の適正管理を行う。また鳥獣被害は地域単位で異なることから、地域実情に即した対策を検討する。
- ②肥料·飼料高騰対策の取り組みを行うため、環境保全型農業直接支払交付金の取組をはじめ、有機農業の導入や自家飼料の一層の推進を関係機関とともに進める。
- ③圃場管理などの省力化や効率化を行うため、経営規模や作物、圃場状況に合致したスマート農業技術の導入を関係機関と連携して検討する。
- ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用により、地域一体となった保全・管理を行うとともに、遊休農地は地域農業に即した利活用が行えるように検討する。